

国民健康保険加入者の皆さんへ 40歳になったら特定健診



年1回は特定健診を

市では、6月1日(水)から国民健康保険に加入している40～74歳の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診とその結果に基づいた特定保健指導を行います。

ご自身の健康管理と、生活習慣病の早期発見・予防のために、年1回は特定健診を受診しましょう。5月末に受診券を郵送しましたので、ご確認ください。

受診方法 受診券と保険証を持って、希望する医療機関で受診してください。

費用 1,000円 ※受診当日に医療機関の窓口でお支払いください。

受診期限 11月30日(水)

※ただし7月以降、11月30日までに75歳に到達する方は、誕生日の前日が受診期限となります。

問 市民課保険年金係（内線134）

特定外来植物について ～特定外来植物防除月間～

特定外来植物とは、人間活動によって、他の地域から持ち込まれた生物（外来生物）のうち、地域の自然環境に大きな影響を与えるものを指します。特定外来植物の栽培や運搬等は原則禁止されており、違反した場合には罰則が科されます。

6月は**特定外来植物防除月間**です。外来生物被害予防3原則「**入れない！捨てない！拡げない！**」を心掛けましょう。

オオキンケイギク（多年草）

5～7月頃に黄色い花を咲かせ、花びらの先端は不規則に4～5つに分かれています。

草丈は50～70cm。葉は細長い楕円形で両面に毛があります。



アレチウリ（1年草）

8～10月頃に開花するツル性の植物で、長さは十数mになることもあり、他の植物を覆い尽くします。葉は五角形で果実にはトゲがあります。



これらの特定外来植物は、繁殖力が非常に強く自然環境に影響を及ぼす可能性があるため、庭などで見掛けましたら、抜き取る、刈り取るなど拡大防止にご協力ください。

問 環境課（内線252）